

第 7 2 8 回

東京都青少年健全育成審議会

- ※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて
掲載しています。

令和 3 年 9 月 13 日（月）

【出席委員】

清宮	眞知子	委員
天日	隆彦	委員
山	了吉	委員
石川	知春	委員
伊藤	廣幸	委員
加藤	美恵子	委員
宮原	恵子	委員
田の上	いくこ	委員
土屋	みわ	委員
藤井	あきら	委員
松田	りゅうすけ	委員
柳川	雅彦	委員
横山	和子	委員
加藤	英典	委員
新内	康丈	委員
高島	由紀子	委員

【事務局】

若年支援担当部長	米今	俊信
若年支援課長	相原	俊則

午後 3 時 30 分開会

○若年支援課長 本日の傍聴人等をご案内いたします。

本日でございますが、報道関係者はございません。傍聴人は 9 名となっております。では傍聴人をご案内いたします。

(傍聴人入室)

○若年支援課長 それでは審議会を始めさせていただきます。

現在ご出席いただいております委員の方は 16 名で、条例第 24 条第 1 項に定めます審議会の開催に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

次に、委員の交代についてでございます。

9 月 3 日付で当審議会第 3 号に就任いたしました委員を、名簿順にご紹介いたします。

東京都議会都民ファーストの会の田の上委員でございます。

○田の上委員 はい。よろしく願いいたします。

○若年支援課長 自由民主党の土屋委員でございます。

○土屋委員 はい。よろしく願いいたします。

○若年支援課長 都民ファーストの会の藤井委員でございます。

○藤井委員 はい。よろしく願いいたします。

○若年支援課長 無所属東京維新の会の松田委員でございます。

○松田委員 はい。よろしく願いいたします。

○若年支援課長 それでは会長のほうで議事進行をよろしく願いいたします。

○会長 それではただ今から、第 728 回東京都青少年健全育成審議会を開催いたします。

新たに委員に就任されました方々も含め、皆さまよろしく願いいたします。

ではお手元の議事次第に従いまして、議事進行を行いたいと思います。

それでは、条例に基づく事務の施行経過等について、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 はい。条例に基づく事務の施行経過等について、ご説明申し上げます。

本日は交代された委員もいらっしゃいますので、少し詳しく説明させていただければと存じます。

資料の 1 ページをご覧ください。前回の審議会以降の 8 月 2 日から 9 月 12 日までに実施い

たしました、本審議会事務局の動きをまとめたものでございます。

不健全図書類の指定につきましては、前回審議会のご意見を踏まえまして、1誌を答申どおり指定図書類とすることを決定いたしました。8月5日にプレス発表、店舗等への周知、通知を行い、8月6日に告示いたしております。

また、インターネットやSNSの利用に伴うトラブルの実態や、トラブルから身を守るための防止策を学ぶことができる講座であります「ファミリールール講座」を8月は1回開催いたしました。

その下でございますが、指定図書類や、成人マーク付きのいわゆる表示図書類等の販売状況の確認調査を行います、東京都青少年健全育成協力員の活動状況及び都職員による店舗への立入調査につきましては、後ほどご説明させていただきます。

次に、本日の審議会に先立ちまして、9月8日に出版業界自主規制団体との打合せ会を実施いたしました。本日諮問いたします図書類に関するご意見を頂いております。意見聴取の内容でございますが「自主規制団体からの聴き取り結果」として取りまとめをしまして、調査・審議事項の資料に添付しておりますので、後ほどご説明させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、2ページ、3ページでございます。こちらには過去1年間の不健全図書類の実績を載せてございます。

また、1枚おめくりいただきまして、4ページには過去1年間の優良映画の推奨実績を載せてございます。

不健全図書につきましては、過去1年間に不健全指定を6回受けた場合に、事業者に対し勧告をする制度がございますが、累回指定による勧告の対象となりました事業者は、今月もございません。

続きまして、5ページをご覧ください。こちらは都が委嘱しております東京都青少年健全育成協力員の8月の活動状況を載せてございます。

不健全図書として指定されました図書類につきましては、店舗側で図書類を包装し、仕切り板を付けるなどして他の図書類と明確に区分をして陳列するとともに、青少年への販売等を制限する掲示、例えば「18才未満の方は、この棚の雑誌を購入、閲覧できません。」といった掲示をすることが条例上定められております。また成人マーク付きのいわゆる表示図書類につきましても、区分陳列をするよう努めなければなりません。

そこで東京都におきましては、地域で青少年健全育成活動や非行・犯罪防止活動に取り組んでおられる方を、区市町村あるいは警視庁から推薦をいただきまして、その方々を「青少年健全育成協力員」というかたちで委嘱をしまして、各店舗等におきまして条例に基づいた販売等が適切に行われているかどうかの確認をしていただいております。各協力員の方々におきましては店舗等で販売状況を確認したうえ、東京都に報告書を提出していただいております。

8月までに委嘱しております協力員は、5ページの表にありますとおり783名となっております。8月の活動者数は50名、調査店舗数は282店舗となっております。

この調査で確認する図書類につきましては3種類ございます。

1つ目が、不健全図書として指定しました「不健全指定図書類」、2つ目が、図書類に「成人向け」マークなどのマークを付けたいわゆる「表示図書類」、3つ目が指定図書類または表示図書類以外の図書で、青い半透明のシールで止めることで青少年が容易に閲覧できない措置がされた、小口シール止め誌である「類似図書類」。この3種類の図書類につきまして調査をしていただいております。その調査結果をまとめたものが5ページの表でございます。

調査店舗数282店舗のうち、不健全図書類を販売している店舗が1店舗ございましたが、こちらにつきましては適切に販売がなされておりました。

また、表示図書類を販売している店舗が11店舗ございましたが、こちらも全ての店舗におきまして、適切に販売されてございました。

類似図書類につきましては、7店舗全てで青少年が手に取れないよう区分陳列をされているという状況でございます。

なお、青少年への販売を制限する制限掲示がなかった店舗は2店舗ございました。

この調査結果を受けまして、今後職員による立入調査を行う予定となっております。

なお、指定図書類の区分陳列等は罰則付きの義務となっております。

そのため適切に販売されていない状況を確認した場合、協力員は都に電話等で連絡し、都の職員が立入調査を実施することとなっております。8月は指定図書類が適切に販売されていないといった通報はありませんでしたので、立入調査は行っておりません。

続きまして6ページをご覧ください。こちらでございますが、都の職員による書店等への立入調査及びカラオケボックス等への実態調査結果を記載しております。

書店等や映像ソフト・ゲームソフト専門店への立入調査では、協力員が行う調査と同様、指定図書類等が正しく販売されているかの確認をしております。また青少年から買い受けを制限している古本屋等の古物商の場合には、区分陳列の確認とともに、年齢確認の実施についても調査をしております。

また職員の立入調査では、このほかにも条例で午後11時以降の深夜に青少年に施設に立ち入らせてはならない、と定めているカラオケボックス等について、深夜に青少年を施設に立ち入らせないように、立入制限の掲示や年齢確認、またネットカフェでは青少年がインターネット上の有害な情報を閲覧できないようにアクセス制限やフィルタリングをしているかどうかなどの実態調査をしております。

8月の実施状況についてご説明いたします。

まず1番目の表でございますが、書店等の立入調査では、指定図書類の取り扱い不適切が2店舗ございました。

2番目の表、映像ソフト・ゲームソフト専門店等の立入調査では、ゲームソフト専門店におきまして、表示ソフトの取り扱い不適切が1店舗ございました。

3番目の表、カラオケボックス、まんが喫茶等への実態調査、また4番目の古物商への立入調査は、8月は実施してございません。

問題があった店舗につきましては、その場で是正措置を含め、条例を遵守するよう指導いたしております。

続きまして7ページをご覧ください。こちらは雑誌・ビデオ類等の自動販売機に義務付けられております届出等の施行状況でございます。

図書類などを販売する自動販売機等を設置するときには、自動販売機ごとに管理者を定め、届出をすることとなっております。

①でございますが、8月末時点の区市町村別届け出台数一覧でございます。都内の設置箇所数は、8箇所、設置台数は33台で前月から変動はございません。

また自動販売機の立入調査では、今月は7台について調査を行いました。いわゆる成人向けDVD・雑誌等が、青少年に見えない措置、あるいは買えない措置がされていないものが7台中3台ありましたので、設置業者に対して指導を行っております。

条例に基づく事務の施行経過につきましては、以上でございます。

○会長 説明ありがとうございました。

ただ今の説明につきましてご質問等がございましたらお願いいたします。

質問等よろしいでしょうか。

それではご質問がございませんので、議事の3『都民の申出の取扱いについて』に移りたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 はい。7月の審議会におきまして、都民の申出の取扱いについてご意見がございましたので、ご報告いたします。

まず、都民の申出の概要についてご説明いたします。資料の8ページをご覧ください。

都民の申出でございますが、条例第4条の3に定めがありまして、読みあげますが「都民は、青少年を健全に育成する上で有益であると認めるもの又は青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるものがあるときは、その旨を知事に申し出ることができる。」という制度になっております。

ここでいう「青少年を健全に育成する上で有益であると認めるもの」でございますが、こちらは申出者が条例第5条に規定する図書類、映画等、がん具類に関するいわゆる優良図書類等と認めるものをいいます。

また、「青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの」でございますが、こちらは申出者が条例第8条に規定する図書類、映画等、がん具類、刃物に該当すると、いわゆる不健全図書類等と認めるものを指します。

この都民の申出があった場合、これまで非公開である調査・審議事項で報告しているところですが、7月の審議会にて委員の方からこの都民の申出の報告について公開の場で報告すべきではないか、というご意見を頂いたため、改めて事務局のほうで整理をいたしました。

ご説明したように都民の申出は、図書類等の調査・審議事項に係る内容でございます。当審議会におきましては、図書類等の調査・審議事項につきましては、不健全図書類としての指定が決定される前に図書名が公開されてしまう可能性があること、また委員の自由な意見陳述が難しくなる恐れがあることなどの理由から、非公開で行っております。都民の申出につきましてもこれと同じ理由によりまして、これまでと同様に調査・審議事項での報告が望ましいと考えているところでございます。

なお条例上、都民の申出に該当しないものであっても、調査・審議事項に係るものについては、審議会で報告をすることを考えております。

一方で、できるだけ公開の場で報告を行うほうがよいという今回のご意見の趣旨でございますので、今後につきましては審議会最後の公開部分におきまして、諮問に対する図書類の審議結果と併せまして、調査・審議事項で報告した都民の申出の件数をご報告する取り扱いにしたいと考えております。

説明は以上となります。

○会長 はい。ありがとうございました。ただ今の都民の申出の取扱いについて、事務局で整理して説明をしていただきました。事務局の説明についてご意見やご質問ございますか。

それではないようでございますので、皆さま今の事務局の説明でご了解いただいたと思います。念のためもう一度お話ししておきますが、都民の申出の報告に関しては、これまでどおり調査・審議事項で行うということ、また今回のご意見の趣旨も踏まえて今後審議会の最後の公開の部分で、諮問に対する審査結果と併せて調査・審議事項で報告した都民の申出の件数も報告するというので今後の取り扱いにしていきたいと思います。よろしいでしょうか。

では議事を進めたいと思います。次に調査・審議事項に移ります。本日は不健全図書類の指定についての諮問がございます。よろしく願いいたします。

ここから調査・審議事項は非公開となりますので、委員、事務局職員以外の方はこの段階でご退出をお願いいたします。

(傍聴人退室)

○会長 では議事を再開いたします。本日の諮問事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 はい。それでは本日の諮問事項につきましてご説明申し上げます。お手元の資料のうち「調査・審議事項」と記載されております資料に沿って説明いたします。

今回は2誌の不健全図書類の指定についての諮問でございます。

表紙をおめくりいただきまして、1ページをご覧いただきたいと存じます。諮問第1157号でございます。

2ページをご覧いただきたいと存じます。「諮問図書類及び指定基準該当箇所一覧」でございます。

こちらに記載されました図書類につきましては、令和3年7月21日から令和3年8月27日までの間に、都内のコンビニ・書店等で、青少年が容易に手に取り閲覧できる場所に陳列されているものから購入いたしました計100誌のうちから、8ページ、9ページに記載しております条例施行規則第15条の指定基準に基づきまして指定図書類の候補として選定したものでございます。

番号1が「DEAR+ COMICS『おしかけアクマは逆らえない!』」。令和3年8月15日に株式会社新書館より発行されております。過去1年の指定はありません。

番号2が「KiR comics『視線部屋ーメス堕ち短篇集ー』」、令和3年7月31日に株式会社CLAPコミックスより発行されております。過去1年間の指定はございません。

該当箇所につきましては全編大部分でございます。

該当指定基準は、施行規則第15条第1項第1号イ・ロ、著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるものでございます。

購入場所はいずれも書店となっております。

今回の諮問図書類につきましては、本審議会の諮問に先立ちまして、9月8日に自主規制団体から意見を聴取して、3ページ、4ページに取りまとめてございます。

自主規制団体からの意見聴取につきましては、改めて簡単ですがご説明いたします。

7ページに条例第18条の2を載せてございますが、第2項におきまして「知事は、東京都青少年健全育成審議会の意見を聴くときは、自主規制を行っている団体があるときは、必要に応じ、当該団体の意見を聴かなければならない」と規定がされており、これに基づきまして打合せ会を行っているものでございます。現在8団体、18名の方から意見を伺っております。

これは業界の関係者からの意見を聞く会を設けることによって、慎重な手続きを踏むとともに、こうした話し合いの機会を持つことによって、業界の自主規制が一層促進されることを期待して実施しているものでございます。

自主規制団体のご意見を踏まえまして、当該図書類を審議会に諮問するか否か、事務局にて判断を行い、審議会において答申の参考にさせていただくものでございます。委員の皆様におかれましては、特段これらに拘束されるというものではございませんが、意見として参考としていただければと思っております。

それでは3ページをご覧ください。当日は14名の方が出席されました。

番号1「DEAR+ COMICS『おしかけアクマは逆らえない!』」でございます。

自主規制団体のご意見としましては「指定やむなし」の意見が12名でございます。その主な内容は、「性器の修整が非常に甘く、形状も認識できるレベルであり、卑わい感を増している。指定該当やむなし。」などでございます。

「指定非該当」の方はおらず、保留の方が2名おられました。

4ページをご覧くださいと存じます。

番号2「KiR comics『視線部屋ーメス落ち短篇集ー』」でございます。

自主規制団体のご意見としましては「指定やむなし」の意見が11名となっております。その主な内容は、「擬音、体液の描写が多く、冒頭に拘束具も使用されている。性器は白く消されているものの結合部のアップがくり返されるなど卑わい感が強い。指定該当。」などございます。

「指定非該当」の方は2名いらっしゃいまして、その主な内容は、「擬音、体液描写はやや多い印象。性器は白抜きで形状がやや分かる箇所があるものの修整は確実に加えられている。人格否定に当たる箇所も特段なし。指定非該当。」などございます。なお、保留の方が1名ございました。

説明は以上でございます。

○会長 はい。ありがとうございました。

ただ今の事務局の説明について、ご質問ございますか。ないようですので、調査に入りたいと思います。よろしく願いいたします。

(図書審査)

○会長 そろそろいかがでしょうか。では皆さま図書をご覧いただけたようですので、これから各委員の方からご意見をお伺いしてまいります。新しい方もいらっしゃいますので、ご発言のときには今日は2冊ございますので、第1冊目についてはどう、第2冊目についてはどうと、2冊についてそれぞれの評価をお願いいたします。

では、C委員お願いいたします。

○C委員 はい。1冊目ですけれども、ストーリー的にはあまり過激な感じはしないんですけども、性描写における性器の修整が大変甘くて、行為が細部まで分かってしまうというところ

ろがありますので、指定該当でお願いいたします。

2冊目ですけれども、性描写における擬音・体液の描写が大変激しく、また性器が修整と
いうか白抜きになっているんですが、逆に形状がはっきり分かってしまうということと、あ
とそういう性描写のシーンが大変多くなっておりますので、指定該当でお願いいたします。
以上です。

○会長 はい。ありがとうございます。次に新内委員お願いいたします。

○新内委員 まず第1誌目ですけれども、描写的に暴力的や強制的なものは見受けられませ
んでしたけれども、性的行為の露骨な描写というのは非常に多く、内容としても卑わいな感じ
を与えたいと思います。

第2誌目も指定該当でお願いしたいと思います。こちらも同様に性的行為の露骨な描写が
非常に多く卑わいな感じを与えたいと思います。ストーリーも内容によっては暴力的、強制的な描写も
見受けられました。2誌とも指定該当でお願いしたいと思います。以上です。

○会長 はい。ありがとうございます。次にG委員お願いいたします。

○G委員 はい。1誌目ですが、開脚での性描写が多く、性器の消しも形状がはっきり分かる
という甘さを感じます。指定該当でお願いいたします。

2誌目ですけれども、2誌目は冒頭で器具の使用、拘束しての性行為という人格否定に加
えて、擬音が多く性器の消しも白くしているだけでかえって卑わい感があります。甘いと思
います。指定該当でお願いいたします。2誌とも指定該当です。

○会長 はい。ありがとうございます。次に横山委員お願いいたします。

○横山委員 はい。第1誌目でございますが、性器や結合部分、これについては短冊を入れる
ことによって消しているというよりは余計際立っておりますので指定該当でお願いします。

第2誌目でございますが、冒頭にやくざというような反社会的なことも出てきております
し、また拘束具のようなもので拘束、強要の部分がありますし、擬音・体液の描写も多く、
指定該当でお願いします。

○会長 はい。ありがとうございます。次にH委員お願いいたします。

○H委員 はい。1誌目も2誌目も私は区分陳列でお願いしたいと思います。この2誌は事前
の「打合せ会」でも、ほとんどの方が指定該当、いわゆる区分陳列の対象としているんです
ね。まず、1誌目は性器の修整の甘さや露骨な描写による卑わい感があると思います。スト

ーリーとか画は上手だと思うんですけども、露骨なセックスを幼児キャラといいますかね。童顔の年齢不詳とはいえ、こういうキャラで表すものっていうのは海外においても問題視される場所なんです。未成年者や児童など年齢が低い人を、性の対象にするコミックスは今日本でもあるんですけども、これは全部成人指定になっております。

それから2誌目なんですけども、これは最初にパッとめくったところから、もう縛りと拷問的なものがあるんですけども、これも性的なテクニックの一つだといえそう言えるんですけど、それは大人の世界なのであって、白抜きの男性器なんかは余計強調しているイメージが強いですね。このストーリーも含めて区分陳列の対象だと判断せざるを得ません。

○会長 はい。ありがとうございました。次に加藤英典委員お願いします。

○加藤（英）委員 はい。1冊目につきましては性器の修整が非常に甘くて、卑わい感が強いということで、指定該当でお願いしたいと思います。2冊目も同様に修整が甘いことに加えて、擬音や体液の描写が多いということもありますので、同様に指定該当でお願いしたいと思います。以上です。

○会長 はい。ありがとうございました。次にJ委員お願いします。

○J委員 1冊目はストーリーは過激ではないんですが、性器の修整が非常に甘くて卑わい感とは否定できていないので、それから2冊目に関しても2冊目のほうは性器は白く消されているだけで、卑わい感がこちらも消えておりません。結合部のアップも多く見られます。ですので、共に指定該当でお願いします。

○会長 はい。ありがとうございました。次にD委員お願いします。

○D委員 はい。私も2冊とも指定該当だと考えます。1冊目はストーリーはそこまで過激な内容ではないですが、性的描写が多く、性器の修整も甘いと思います。2冊目に関しましては短篇ということで、非常に性的描写が多いというところと、あと暴力的な内容もかなり含まれているかなと思いますので、両方とも指定該当ということでお願いいたします。

○会長 はい。ありがとうございました。次にF委員お願いします。

○F委員 はい。2誌とも指定該当と思います。以上でございます。

○会長 はい。ありがとうございました。ではその次にB委員お願いいたします。

○B委員 はい。修整が甘いという点からも、卑わい感ありということで2冊とも指定該当でお願いいたします。以上でございます。

○会長 はい。ありがとうございました。次にI委員お願いいたします。

○I委員 1冊目の『おしかけアクマは逆らえない!』のほうですけれども、性描写が多く、大腿部が大きく開いて卑わい感を増しております。また童顔でかわいく書かれているので、青少年が手に取りやすいと思います。指定でお願いいたします。

2冊目のほうですけれども、白抜きで修整されておりますが、それはよけいに卑わい感を感じます。強制的なセックス描写で暴力的で青少年には見せてはいけないと思います。両方とも指定該当でお願いいたします。

○会長 はい。ありがとうございました。次にE委員お願いいたします。

○E委員 はい。1冊目については、先ほどの委員のお話にもありましたけれども、児童ポルノを連想させるようなですね。設定上悪魔という設定にはなってるんですけども、連想させる部分があります。性描写についてはどこで線引きをするのかっていうのは難しい部分あるんですけども、児童ポルノを誘発するような可能性まで鑑み、総合的に判断し指定該当にさせていただければと思います。

2冊目についてですけれど、性描写の配慮であったりとか線引きが難しい関係性の中ですね。自主規制団体からも一部保留、非該当というということもありますので、保留とさせていただきます。以上です。

○会長 はい。ありがとうございました。次に高島委員お願いいたします。

○高島委員 はい。2冊とも指定該当でお願いしたいと思います。1冊目ですが、絵はコミカルな感じもしますけれども、性器の修整が甘過ぎるためです。

2冊目は全編にわたって擬音・体液描写が多く、性器の形状がはっきり分かるためです。以上です。

○会長 はい。ありがとうございました。次にA委員お願いいたします。

○A委員 2冊とも指定でよいかと思います。1冊目はちょっと主人公の方が年齢不詳というふうにはなっているんですけども、幼い感じがしますが、全般的に性交のシーンが多い、性描写ばかりという感じになっています。

2冊目のほうはですね。やはり音であるとか体液であるとかの描写が多く、性器も白くはなっているんですけども、やはり形状がすごく分かるので、これも指定でいいというふうに思っております。

○会長 はい。ありがとうございました。では会長代理お願いいたします。

○会長代理 はい。2冊とも指定該当でお願いします。1冊目は性器の修整が甘く、卑わい感があります。

2冊目は冒頭から人格否定の絵がありまして、これも大変卑わい感のあるもの、また性器の修整も甘いと思います。

○会長 はい。ありがとうございました。

それでは最後に私ですが、1冊目は人格否定的なシーンはそう見られないのですが、全体的には性器の修整が大変甘く、卑わい感の強いものだと思います。したがって指定該当でお願いいたします。

2冊目につきましては、冒頭の拘束具から始まるシーンはかなり強い印象を与えました。それ以降につきましても修整はしているものの、激しい性描写が描かれている冊子だと思います。成人向けだと思います。したがって指定該当でお願いしたいと思います。

以上で皆さまの意見を伺いました。

一部保留のご意見もございましたが、それ以外は全員指定ということですのでこの審議会としては2誌につきまして指定該当で答申をまとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

はい。ありがとうございました。

それでは事務局からほかに連絡事項ございますか。

○若年支援課長 はい。事務局からでございます。今月都民の申出につきましては、ございませんでした。

また、次回審議会に諮問予定の映画はございません。

事務局からは以上となります。

○会長 では本日の調査・審議事項はこれで終了となりますが、全体を通じまして何かご意見、ご質問等ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

では傍聴人の方が再入室されますので、図書名が分かる資料はしまってくださいようお願いいたします。

(傍聴人入室)

○会長 それでは議事を再開いたします。事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 はい。まず本日の審議でございますが、不健全図書2誌について諮問を行いまして、2誌を東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項に該当する不健全な図書類として指定することが適当であるという答申となりました。

なお、本日審議会に報告しました都民の申出はございません。

不健全図書の告示予定日でございますが、令和3年9月17日金曜日となります。プレス発表はその前日の令和3年9月16日木曜日となります。告示日若しくは告示日の前日まで不健全図書類の名称の公開をお控えいただくようお願い申し上げます。

最後に次回の審議会についてでございます。

次回は令和3年10月11日月曜日15時30分から、場所は今回と同じこの場所で予定をしております。

以上でございます。

○会長 それでは本日の審議会はこれで終了とさせていただきます。どうも委員の皆さんありがとうございました。

午後4時25分閉会